

協同農業普及事業へのメモ (2014.10.9) : 佐藤 了

I 協同農業普及事業の実態と問題点

1 農業農村の危機的状況→「農業改良助長法」の精神からすれば、東になってかかるべき事態（生産現場の要請に機動的に対応し得ているか？）

2 対応要請課題の拡大：「運営指針」

①平成 16 年改正（農水省告示第 2055 号）「地域農業の技術及び知識に関する課題解決」主体としての普及へ（それまでは「経営感覚に優れた担い手の育成」→「農業者自らの重点課題への取組支援」）

②平成 22 年改正（農水省告示第 590 号）「重点的に推進する取組」：担い手育成・確保、産地育成、環境調和農業生産、食の安全・安心、農村地域振興の5 基本課題の「技術及び知識の普及指導」

③平成 24 年改正「7 基本課題（食料自給率向上戦略作物、6 次産業化等、多様な農業経営の育成・確保、食の安全性向上、持続可能な農業生産・地球環境対策、農村振興、東日本復旧・復興）」「取組支援等」

○以上のプロセスに何を見るか→「普及の技術行政化」あるいは「政策普及の下請け化」

○『聴く会』第 1 回：「(農業者の) 課題整理の手伝い→課題解決に結びつけていく」（宮城・香川・熊本）、「(経営体を中心に) コーディネート機能を活かすのが普及」（香川・熊本）→徹底して農業者の伴走者（協働者）の立場に立ち、彼ら・彼女らが直面する問題を、専門性を踏まえて洞察し、（ときに彼ら以上に）分析して予測し、彼ら・彼女らに即した選択肢を探し当てること→本来の普及の役割機能の發揮

3 人員・組織の削減下での問題発現

1) 普及職員数：1998 年 10,642 名→2012 年 6,849 名、14 年間 △約 36% (年率平均 △2.5%)

参考：農研機構常勤職員数 2,671 名（平均年齢 45.7 歳） ex.20 年前 6 千人体制

2) 対応要請課題の拡大と普及機能の改変（政策普及化）が人員・組織削減下で起こったことから、部分的には健闘しても、しばしば適応障害を起こしているのではないか

II 日本の農業普及の構造問題

1 「農業改良助長法」の目的等（第一章総則第一条「法律の目的」）

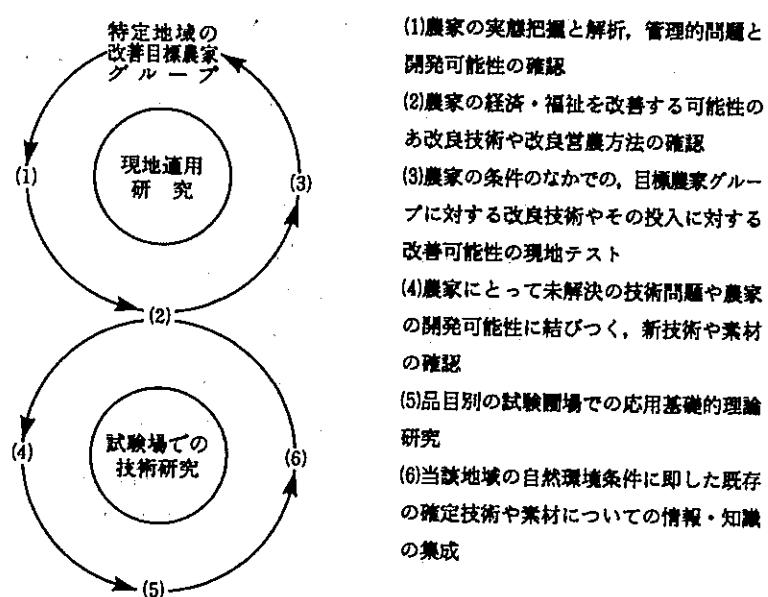
「農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようとする」こと→主体はあくまで『農業者』（農政でも企業でもない）

2 同法第二章「農業に関する試験研究の助長」と第三章「農業に関する普及事業の助長」であるが、試験研究と普及は法律の施行当初から組織的に明確に区分され、今日に至った

→①都道府県内では両組織の連絡会議や人事交流があるが、国の試験研究が普及との組織的な接触・交流の形はない、②全国的には試験研究と普及は別系統として運営されてきた、③こうした運営方式は、各々の組織目的に沿って各々が切磋琢磨する役割を果たしてきたが、改良助長法本来の目的に照らして、両組織系統の協力関係を問うべき段階に来たのではないか（イ、「国の独法に普及機能がなく、普及との連携機能が弱い現状はイノベーションや「攻め」の農業の促進などの課題に照らして妥当か」、ロ、国独法研究機関の外部評価では「なかなか筋の良いモノ（研究や素材）はある」とされ、組織自らもアウトリーチ活動などアピールに努めているがその範囲は狭く、普及していかないという限界感がある、ハ、都道府県を越えて技術を普及する組織が欲しいなどの民間企業関係者の要望など）

III 必要な普及機能の原点からの改革

1 本来あるべき姿：研究と普及が連携した運営関係を作る（図）



図III-2 FSR/Eの運営模式図

資料：Collinson, M.P.,ed (1982)

（鈴木福松、1997）

①普及の役割1：<上から下へ>「農業者の経営と生活に即した具体的な課題整理」→（試験研究・農政に対して）「農業者の問題、課題解決につながる方法や試験研究課題の提案」→試験場等での技術研究→<下から上へ>「研究結果などを自然環境条件や農業者の実態に即した課題解決につながる現地適用研究と普及（ときに農業者と一緒に直結型で実施）」

②普及の役割2=他にない普及のオリジナルな手法：イ、農業者の経営生活実態の正確な把握手法としての「記帳・診断・指導」手法の実践、ロ、農業者の立場に即した関係者への働き

かけとコーディネート機能

③農業現場の「実践共同体」の正統的周辺参加者としての普及の存在があってこそ、その中で次世代の普及員が育つ ex. 「実践的共同体」=上図の「改善目標グループ」など

2 『悪循環』から『好循環』への重点プロジェクトへの期待

現状認識：『普及活動悪循環』図：①活動費の削減により成果創出力の低下、PR 力の低下、普及の埋没、行政等と疎遠化、②関係機関との連携希薄化により、情報収集力の低下、課題対応力の低下、成果創出力の低下、活動範囲の縮小が起き、「普及活動に対する関係者の期待低下」を結果する『悪循環』

課題提起：『普及事業好循環起動』図：①重点プロジェクトの導入で現場力向上を図り、②成果を創出して発信し、③評価を獲得して施策への位置づけを獲得し、④期待の高まりを実現して、⑤関連予算など活動費を確保し、⑥研究・行政との連携推進により情報を蓄積し、研修を強化するという 6 つの取り組み→普及事業の『好循環』起動、普及活動の自律的発展

検討要望：重点プロジェクトの中に、①農業革新支援専門員等の都道府県を越える協力体制構築、②国独法を含む試験研究との連携、③若手育成（農家力、専門力等）等を組み込むことはできないか→「上手くできる」証明だけでなく、課題等の整理につなげる

IV 公的農業普及の正統性の根拠は「社会的共通資本としての農業・農村」

1 社会的共通資本としての農業・農村

- ①土地・水などの自然資本（鳥獣害、鳥インフル等）
- ②土壤・農村など社会インフラ資本（高齢化等で話し合い不成立のコミュニティ等）
- ③農業セクターは（ジャンクフード、奢侈品ではなく）健康（安全安心）な食供給機能を持った社会インフラ資本
- ④上述の自然資本や社会インフラ資本を運用・管理する人材（人的資本）

- 1) ①、②を踏まえて③を実現していく④=農業者
- 2) そこには幾多の困難があるから、①②③に取り組む④を社会的・公共的により良い形で再生産していくよう支援・協働する農業普及
- 3) 問題の発見・整理・解決→農業普及は上述の④に即した問題提起・課題建議の機能+課題解決提案機能

2 戦後改革の不徹底さを乗り越えていく課題

- 1) 不徹底さ：「研究・教育・普及の三位一体体制」の米国に学びながら、各機能組織の分立体制にしてしまったこと
- 2) オランダのフードバレーに学べ、クラスター化だというが、どうすれば「より良く

つながり、力が出せるか」を考えるべき段階

3) 国レベル・都道府県レベル・県レベルで研究・普及・教育の連携モデルを作るべきではないか

①研究も普及も組織人員が大幅に削減されてきている

②ある程度の勢力があったときはそれぞれの組織でそれぞれの弱点をカバーし得た面があつたが、これだけ削減され組織力量が落ちてくると、当初から設定した「組織の壁」の弊害面が改めて浮き彫りになってきたのではないか

③とりわけ平成16年度からの普及見直しによる「専門技術員体制」の解体と、ベテラン普及員たちの大量リタイア下、若手教育を含めた普及自体の力量強化は喫緊の課題であり、そのモデルを様々なレベルで追求すべきではないか